

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年8月10日
【四半期会計期間】	第101期第1四半期（自平成29年4月1日至平成29年6月30日）
【会社名】	キッコーマン株式会社
【英訳名】	KIKKOMAN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀切 功章
【本店の所在の場所】	千葉県野田市野田250番地
【電話番号】	(04)7123-5111
【事務連絡者氏名】	総務部長 針場 広幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋二丁目1番1号
【電話番号】	(03)5521-5131
【事務連絡者氏名】	経理部長 佐藤 俊行
【縦覧に供する場所】	キッコーマン株式会社東京本社 (東京都港区西新橋二丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第100期 第1四半期連結 累計期間	第101期 第1四半期連結 累計期間	第100期
会計期間	自平成28年 4月1日 至平成28年 6月30日	自平成29年 4月1日 至平成29年 6月30日	自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日
売上高 (百万円)	98,863	106,834	402,174
経常利益 (百万円)	8,653	9,962	32,037
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	11,073	6,102	23,810
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,907	8,516	25,728
純資産額 (百万円)	217,691	249,817	244,437
総資産額 (百万円)	349,344	364,618	361,248
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	57.33	31.60	123.28
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	61.8	67.2	66.4

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(海外 食料品製造・販売)

当第1四半期連結会計期間において、関連会社(持分法適用会社)であった昆山統万微生物科技有限公司を、実質支配力基準により連結子会社にしております。

この結果、平成29年6月30日現在、当社グループは、当社、子会社85社、関連会社9社により構成されることとなりました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中に記載の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)業績概況

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、欧州の景気に弱めの動きがみられるものの、米国の景気は着実に回復しており、全体としても緩やかな回復が続いております。一方、日本経済も、世界経済の回復に伴い輸出が伸び、個人消費にも持ち直しの動きがみられ、緩やかな回復基調が続いております。

このような状況下における、当社グループの売上は、国内については、しょうゆ、食品が前年同期を上回り、飲料も好調に推移したことにより、食料品製造・販売事業全体で前年同期を上回りました。海外については、食料品製造・販売及び食料品卸売事業ともに順調に推移し、前年同期の売上を上回りました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の連結グループの売上高は1,068億3千4百万円(前年同期比108.1%)、営業利益は97億3百万円(前年同期比114.6%)、経常利益は99億6千2百万円(前年同期比115.1%)、親会社株主に帰属する四半期純利益は61億2百万円(前年同期比55.1%)となりました。

<セグメントの業績の概況>

各報告セグメントの業績の概要は次の通りであります。

国内における売上の概況は次の通りであります。

(国内 食料品製造・販売事業)

当事業は、しょうゆ部門、つゆ・たれ・デルモンテ調味料等の食品部門、豆乳飲料・デルモンテ飲料等の飲料部門、みりん・ワイン等の酒類部門からなり、国内において当該商品の製造・販売を手がけております。各部門の売上の概要は次の通りであります。

しょうゆ部門

しょうゆは、家庭用分野では、「いつでも新鮮」シリーズが「新鮮な生しょうゆのおいしさ」、「鮮度維持」、「使いやすさ」という付加価値が市場に浸透し、店頭販促やテレビ広告も強化した結果、順調に売上を伸ばしました。業務用分野は前年同期を下回りましたが、加工用分野は順調に推移しました。この結果、部門全体としては前年同期の売上を上回りました。

食品部門

つゆ類は、家庭用分野では、ストレートタイプつゆの「具類シリーズ」が好調に推移し、濃縮つゆは前期にリニューアルした「濃いだし本つゆ」が売上を伸ばし、前年同期を上回りました。たれ類は、主力商品である「わが家は焼肉屋さん」シリーズが好調に推移し、「ステーキしょうゆ」、業務用分野も売上を伸ばしたことから、前年同期を上回りました。「うちのごはん」は、テレビ広告や販促キャンペーン活動の効果もあり、前年同期を上回りました。デルモンテ調味料は、「リコピンリッチ」や「ケチャップハーフ」などの高付加価値品が好調に推移しましたが、価格体系変更による影響があり、全体としては前年同期を下回りました。この結果、部門全体としては前年同期の売上を上回りました。

飲料部門

豆乳飲料は、健康志向の高まりを背景に、特定保健用食品の商品が伸長しました。また飲用だけでなく料理素材として豆乳を使う消費者も増えており、前年同期の売上を上回りました。

デルモンテ飲料は、トマトジュースが市場の拡大を背景に大きく売上を伸ばし、また野菜ジュースも堅調に推移したことから、前年同期の売上を上回りました。この結果、部門全体としても前年同期の売上を上回りました。

酒類部門

本みりんは、新型容器の「米麹こだわり仕込み本みりん」は好調だったものの、「芳醇本みりん」が振るわず、前年同期を下回りました。国産ワインは、業務用大型容器が前年同期を下回りましたが、「甲州酵母の泡」等の日本ワインが順調に推移し、前年同期を上回りました。輸入ワインは好調に推移しました。この結果、部門全体としては前年同期の売上をわずかに下回りました。

以上の結果、国内 食料品製造・販売事業の売上高は435億6千6百万円(前年同期比104.4%)、営業利益は28億8千7百万円(前年同期比151.1%)と、増収増益となりました。

(国内 その他事業)

当事業は、臨床診断薬・衛生検査薬・加工用酵素、ヒアルロン酸等の化成品等の製造・販売、不動産賃貸及び運送事業、グループ会社内への間接業務の提供等を行っております。

臨床診断薬は好調に推移しましたが、ヒアルロン酸等の化成品事業が振るわず、前年同期の売上を下回りました。この結果、部門全体としては前年同期の売上を下回りました。

この結果、国内 その他事業の売上高は52億7千9百万円(前年同期比98.4%)、営業利益は3億6千7百万円(前年同期比107.2%)と、減収増益となりました。

海外における売上の概要は次の通りであります。

(海外 食料品製造・販売事業)

当事業は、しょうゆ部門、デルモンテ部門、健康食品等のその他食料品部門からなり、海外において当該商品の製造・販売を手がけております。各部門の売上の概要は次の通りであります。

しょうゆ部門

北米市場においては、家庭用分野では、主力商品であるしょうゆに加え、しょうゆをベースとした調味料などの拡充に引き続き力を入れ、当社のブランド力を生かした事業展開を行ってまいりました。また、加工・業務用分野では顧客のニーズに合わせたきめ細かな対応を行い、両分野とも順調に推移いたしました。この結果、前年同期の売上を上回りました。

欧州市場においては、重点市場であるフランスなどで堅調に売上を伸ばし、前年同期の売上を上回りました。

アジア・オセアニア市場においては、シンガポール、インドネシアなどで売上を伸ばしました。また、中国の製造会社の実績が前年第4四半期より加わり、全体として前年同期を大きく上回りました。

この結果、部門全体では前年同期の売上を上回りました。

デルモンテ部門

当部門は、アジア・オセアニア地域で、フルーツ缶詰・コーン製品、トマトケチャップ等を製造・販売しております。

トロピカルフルーツ缶の供給が十分に回復しておらず、主要市場である韓国、香港、中国で前年同期の売上を下回りました。

その他食料品部門

当部門は、主に北米地域において、健康食品を製造・販売しております。

医師ルート向けは堅調に推移しましたが、一般店舗ルートが振るわず、前年同期の売上をわずかに下回りました。

以上の結果、海外 食料品製造・販売事業の売上高は2 2 3 億 3 千 4 百万円（前年同期比108.3%）、営業利益は4 7 億 3 千 3 百万円（前年同期比106.6%）と、増収増益となりました。

(海外 食料品卸売事業)

当事業は、国内外において、東洋食品等を仕入れ、販売しております。

北米では、アジア系マーケットにとどまらず、ローカルマーケットへのさらなる浸透を進め、売上を伸ばしました。また、欧州、アジア・オセアニアでは引き続き市場が拡大しており、各地域で売上は順調に推移いたしました。この結果、前年同期の売上を上回りました。

この結果、海外 食料品卸売事業の売上高は4 2 6 億 5 千 8 百万円（前年同期比113.7%）、営業利益は2 0 億 7 千 1 百万円（前年同期比101.6%）と、増収増益となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、当社定款第13条の定めに基づき、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を実施する者及び実施しようとする者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）として、下記 の要領で新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつきまして、以下のとおり株主の皆様のご承認をいただいております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、17世紀以来積み上げてきた伝統と、時代を洞察する革新性を経営風土とし、会社創立以来およそ100年にわたって、独自のビジネスモデルの構築及び企業価値の向上に努めてまいりました。当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の食文化の中心的役割を果たしてきたしょうゆを国内及び海外に展開することを核とするものであり、各国固有の食文化や地域特性への理解及び高い品質と安全性を確保するための各種技術・ノウハウ等を継承し、発展させることで獲得してきたものであり、これらを自らのものとして経営することなく当社及び当社グループの企業価値を向上させることは困難であると考えております。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が行われ、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。当社取締役会は、そのための合理的な仕組みとして、後述する大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）が必要であると考えており、かかる大規模買付ルールについては、平成28年6月23日開催の第105回定時株主総会においてご承認をいただいております。

基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループでは、2020年（平成32年）を目標とした将来ビジョン「グローバルビジョン2020」を策定し、しょうゆを中心としたグローバルな事業展開を進展させるとともに、食を通じて人々の健康的な生活を支援し、さらに、社会の公器としての責任を果たすことによって、地球社会にとって存在意義のある企業になることをめざしております。また、「グローバルビジョン2020」の実現に向けて、中期経営計画（平成27年度から平成29年度）を定めております。

不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

1) 本方針導入の目的と基本的な枠組み

当社取締役会は、大規模買付行為が、以下において記載する大規模買付ルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合や、大規模買付ルールを順守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会（下記「4）独立性の高い社外者の判断の重視」のとおり設置される組織をいいます。）の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当て（下記「3）大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の実施（以下、「対抗措置」といいます。）を決議することができるものといたします。

2) 大規模買付ルールの内容

(a) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、当該大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、買付け等の内容の検討に必要な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）及び大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を記載した書面を当社の定める書式により提出していただきます。

(b) 特別委員会による大規模買付情報の検討・評価等

特別委員会が、大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報をすべて受領したと認めるときは、速やかにその旨を公表いたします。

特別委員会は、当該公表日を開始日とし、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等のすべての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を「特別委員会評価期間」（合理的に必要な範囲（但し、30日間を上限といたします。）で延長することができます。）として、検討、評価及び意見形成を行うものといたします。

特別委員会は、特別委員会評価期間を延長する場合には、延長するに至った理由、延長期間その他特別委員会が適切と認める事項について、当該延長の決定後速やかに、情報開示を行います。但し、特別委員会は、買収を断念させることを目的として評価期間の延長を行うなど、大規模買付ルール設定の主旨を逸脱するような運用は行わないことといたします。

大規模買付行為は、特別委員会評価期間が終了し、当社取締役会が対抗措置に関する決定を行った後に開始されるべきものといたします。

3) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することがあります。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動について速やかに最終的な決議を行い、その理由も含め公表いたします。

本方針に基づく対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合には、大規模買付者及びそのグループ(以下、「大規模買付者等」といいます。)による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点のすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以下に規定されます。)により割り当てます。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるときには、特別委員会は、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

なお、大規模買付ルールが順守されている場合における対抗措置発動の勧告は、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと明らかに認定されるときに限って行われるものであり、当該大規模買付行為が以下のいずれかに形式的に該当すると認められることのみを理由として行われることはないものいたします。

- () 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買付けを行っている判断される場合(いわゆるグリーンメーラー)
- () 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付けを行っている判断される場合
- () 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買付けを行っている判断される場合
- () 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付けを行っている判断される場合
- () 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- () 大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- () 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、従業員、取引先、消費者、地域社会その他の利害関係者との関係又は当社ブランド価値を破壊し、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- () 大規模買付者がいわゆる反社会的勢力と認められるなど、公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

当該取り組みが基本方針に沿うものであり、かつ株主共同の利益を損なうものではないこと、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと(本方針の合理性)

本方針は、以下のとおり、高度な合理性を有しております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しており、さらに、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された買収防衛策の在り方にも沿っております。

2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間等を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

3) 会社法上の適法性を具備し、株主の合理的意思に依拠したものであること

本方針の定める対抗措置は、新株予約権無償割当てに関する事項について、株主総会の決議又は株主総会から委任された当社取締役会の決議により決定することができる旨の当社定款第13条の規定に基づいており、会社法上の適法な根拠を有しております。また、本方針は、平成28年6月23日開催の第105回定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得ております。なお、本方針の有効期間は同株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、有効期間満了前であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されます。

4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、対抗措置発動等の運用に際して、特別委員会を設置しました。

特別委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任されるものとしております。

現在、当社は、当社の社外取締役3名を特別委員会の委員として選任しております。いずれの委員も、東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。

5) 合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6) 当社取締役の任期

当社は、取締役の任期を1年としております。従いまして、当社は、毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本方針に関する株主の皆様意思を確認する手続きを経ることとなっております。

7) 廃止が困難な買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされております。従いまして、本方針は、取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策（いわゆるデッドハンド型）ではありません。また、本方針は取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策（いわゆるスローハンド型）でもありません。

なお、本方針の全文はインターネット上の当社のウェブサイト
(https://www.kikkoman.co.jp/library/ir/library/disclosure/pdf/20160427_3.pdf) に掲載しております。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、8億8千4百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年8月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	210,383,202	210,383,202	株東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
計	210,383,202	210,383,202	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成29年4月1日～ 平成29年6月30日	-	210,383,202	-	11,599	-	21,192

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当社は、平成29年1月24日開催の取締役会決議により、平成29年4月1日付にて当社の単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。従って、前述の単元株式数の変更は反映されておられません。

【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 17,412,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 190,761,000	190,761	同上
単元未満株式	普通株式 2,210,202	-	同上
発行済株式総数	210,383,202	-	-
総株主の議決権	-	190,761	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権の数3個)含まれております。

【自己株式等】

平成29年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
キックマン株式会社	千葉県野田市野田250番地	17,192,000	-	17,192,000	8.17
相互保有株式 ヒゲタ醤油株式会社	東京都中央区日本橋小網町2番3号	210,000	-	210,000	0.10
相互保有株式 野田開発興業株式会社	千葉県野田市柳沢24番6号	10,000	-	10,000	0.00
計	-	17,412,000	-	17,412,000	8.28

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は、17,412,500株となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	45,297	41,490
受取手形及び売掛金	54,930	55,793
有価証券	1,184	1,320
商品及び製品	34,120	37,284
仕掛品	10,855	10,909
原材料及び貯蔵品	4,640	4,890
繰延税金資産	4,534	4,613
その他	11,877	11,618
貸倒引当金	483	564
流動資産合計	166,958	167,357
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	42,449	42,357
機械装置及び運搬具(純額)	33,987	35,119
土地	22,273	22,265
リース資産(純額)	234	236
建設仮勘定	3,592	3,475
その他(純額)	3,807	3,923
有形固定資産合計	106,344	107,379
無形固定資産		
のれん	5,826	5,641
その他	5,769	5,550
無形固定資産合計	11,595	11,192
投資その他の資産		
投資有価証券	63,180	65,639
長期貸付金	919	823
退職給付に係る資産	6,523	6,499
繰延税金資産	2,442	2,267
その他	4,045	4,218
貸倒引当金	762	758
投資その他の資産合計	76,350	78,689
固定資産合計	194,290	197,260
資産合計	361,248	364,618

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	21,196	21,596
短期借入金	2,820	2,876
リース債務	44	43
未払金	16,771	13,424
未払法人税等	1,888	3,207
賞与引当金	2,383	1,025
役員賞与引当金	101	25
その他	6,668	7,118
流動負債合計	51,875	49,318
固定負債		
社債	30,000	30,000
長期借入金	13,300	13,300
リース債務	54	56
繰延税金負債	9,048	9,636
役員退職慰労引当金	786	720
環境対策引当金	349	347
退職給付に係る負債	4,521	4,553
その他	6,877	6,868
固定負債合計	64,936	65,482
負債合計	116,811	114,800
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,599	11,599
資本剰余金	13,914	13,914
利益剰余金	222,614	225,232
自己株式	30,600	30,602
株主資本合計	217,528	220,144
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	20,306	21,873
繰延ヘッジ損益	3	3
為替換算調整勘定	2,652	3,317
退職給付に係る調整累計額	473	335
その他の包括利益累計額合計	22,481	24,858
非支配株主持分	4,427	4,814
純資産合計	244,437	249,817
負債純資産合計	361,248	364,618

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
売上高	98,863	106,834
売上原価	58,930	64,033
売上総利益	39,933	42,801
販売費及び一般管理費	31,463	33,097
営業利益	8,469	9,703
営業外収益		
受取利息	29	65
受取配当金	947	539
持分法による投資利益	28	50
受取賃貸料	180	183
デリバティブ評価益	114	513
その他	4,738	385
営業外収益合計	6,038	1,736
営業外費用		
支払利息	256	121
その他	5,598	1,356
営業外費用合計	5,855	1,477
経常利益	8,653	9,962
特別利益		
有形固定資産売却益	-	5
投資有価証券売却益	149	-
特別利益合計	149	5
特別損失		
投資有価証券評価損	-	605
関係会社株式売却損	377	-
特別損失合計	377	605
税金等調整前四半期純利益	8,425	9,362
法人税等	2,723	3,152
四半期純利益	11,149	6,210
非支配株主に帰属する四半期純利益	75	107
親会社株主に帰属する四半期純利益	11,073	6,102

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
四半期純利益	11,149	6,210
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	906	1,506
繰延ヘッジ損益	56	6
為替換算調整勘定	12,617	680
退職給付に係る調整額	260	139
持分法適用会社に対する持分相当額	1,551	26
その他の包括利益合計	13,057	2,306
四半期包括利益	1,907	8,516
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,938	8,467
非支配株主に係る四半期包括利益	30	49

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、関連会社(持分法適用会社)であった昆山統万微生物科技有限公司は、実質支配力基準に基づき子会社となったため、連結の範囲に含めております。また、非連結子会社であったJFC NEW ZEALAND LIMITED、JFC NORDEN (SWEDEN) ABを重要性の観点から新たに連結の範囲に含めております。また、前連結会計年度まで連結子会社であった江戸川食品(株)は、キッコーマンフードテック(株)と合併したため連結の範囲から除外しております。また、JFC RESTAURANT GmbHは、重要性の観点により連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、前連結会計年度まで持分法適用の関連会社であった昆山統万微生物科技有限公司は、実質支配力基準に基づき子会社となったため、持分法適用の範囲から除外しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対する保証(実行額)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
(株)イチマル水産	205百万円	192百万円
ヤグチ物流(株)	115	105
計	321	298

2. 社債の債務履行引受契約にかかる偶発債務

次の社債については、銀行との間に締結した社債の信託型デット・アサンプション契約(債務履行引受契約)に基づき債務を譲渡しております。従って、同社債に係る譲渡債務と同契約による支払金額とを相殺消去しておりますが、社債権者に対する当社の社債償還義務は社債償還時まで存続します。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
第6回無担保普通社債	20,000百万円	20,000百万円
計	20,000	20,000

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
減価償却費	2,967百万円	3,134百万円
のれんの償却額	287	162

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	6,182	32	平成28年3月31日	平成28年6月24日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,477	18	平成29年3月31日	平成29年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	国内 食料品製 造・販売	国内 その他	海外 食料品製 造・販売	海外 食料品 卸売	計		
売上高							
外部顧客への売上高	41,357	2,058	17,988	37,459	98,863	-	98,863
セグメント間の内部 売上高又は振替高	363	3,305	2,634	69	6,372	(6,372)	-
計	41,720	5,363	20,623	37,528	105,235	(6,372)	98,863
セグメント利益	1,910	342	4,441	2,038	8,733	(263)	8,469

(注)1.セグメント利益の調整額 263百万円は、主に全社費用配賦差額であります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	国内 食料品製 造・販売	国内 その他	海外 食料品製 造・販売	海外 食料品 卸売	計		
売上高							
外部顧客への売上高	43,170	1,844	19,251	42,568	106,834	-	106,834
セグメント間の内部 売上高又は振替高	395	3,434	3,083	90	7,004	(7,004)	-
計	43,566	5,279	22,334	42,658	113,839	(7,004)	106,834
セグメント利益	2,887	367	4,733	2,071	10,059	(355)	9,703

(注)1.セグメント利益の調整額 355百万円は、主に全社費用配賦差額であります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	57円33銭	31円60銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額 (百万円)	11,073	6,102
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に 帰属する四半期純利益金額 (百万円)	11,073	6,102
普通株式の期中平均株式数 (千株)	193,150	193,133

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8月10日

キッコーマン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福原 正三 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 狩野 茂行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキッコーマン株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キッコーマン株式会社及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。